

小規模定時制通信制高校における合同チーム参加資格の特例及び規約

1. 合同チームの編成の要件

- イ：小規模定時制通信制において、各競技ごとに複数校で構成する合同チームを編成することができる。ただしその結果、当該校の年間の募集人員の合計が 120 名を越えてはならない。
- ロ：この特例による合同チームに統廃合の対象になった定時制通信制を含むことができる
- ハ：この特例による合同チームは原則 3 ヶ年間、このチームを維持する。ただし募集人員の変更によってイの範囲を超える、または統廃合によってチーム編成が変更になった場合には合同チームを解除、もしくは再度申請を行うものとする。
- ニ：各都道府県高等学校体育連盟において、合同チームが適正であり、勝利至上ではないと認められること

2. 参加資格及び登録について

- イ：都道府県高体連に加盟する高等学校に所属すること。
- ロ：登録においては各都道府県高体連において行うこと。

3. 特例による合同チームの申請と承認について

- イ：合同チームを編成する場合、各都道府県高体連を経て（財）全国高等学校体育連盟定時制通信制部まで別に定める申請書及び資料を提出する。
- ロ：申請は合同チームの編成を希望する前年度の 2 月 1 日より 2 月末日までの間に行うものとする。
- ハ：合同チームが認められた場合、その期間は 4 月 1 日より原則 3 ヶ年間とする。

4. その他

- イ：この他の出場資格に関しては（財）全国高等学校体育連盟の定める参加資格に準ずるものとする。
- ロ：全国高等学校定時制通信制体育大会及び本大会の地方予選において不正等が発覚した場合には参加出場権を剥奪する。
- ハ：合同チームの対象となる種目は、バレーボール・バスケットボール・サッカーとする。（軟式野球は別途定める全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟の合同チーム規約によるものとする）
- ニ：この規約は平成 17 年 2 月 1 日より施行する。